

現行の第一種奨学金

定額返還方式か所得連動返還方式かのいずれかを選択できます。
(ただし、所得連動返還方式は機関保証制度利用者のみ選択可)

【定額返還方式】

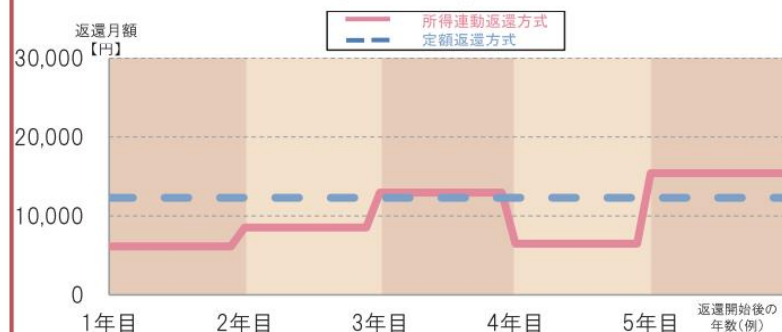
貸与を受けた額に応じて決まった割賦月額・期間で返還します。

【所得連動返還方式】

返還者の前年の所得に応じて、割賦月額・返還期間が変動します。

※ いずれの返還方式を選んでも、返還する総額は同じです。

－ 8. 8万円を2年間（211.2万円）借りた場合のイメージ



※年収が、1年目300万円、2年目400万円、
3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)
実際は、提出のあったマイナンバーにより取得した所得情報で決定

「授業料後払い」制度

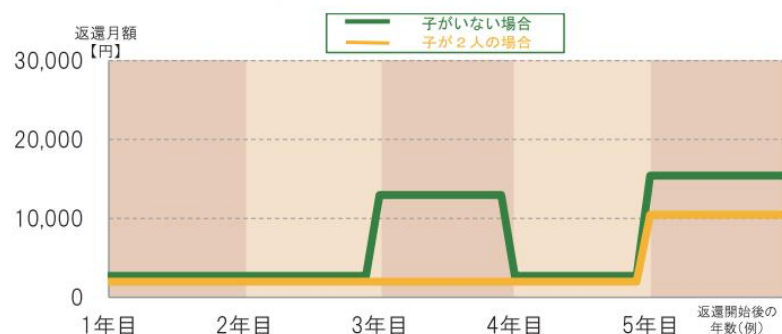
返還方式は、所得連動返還方式のみです。

ただし、現行の第一種奨学金の所得連動返還方式よりも有利な返還方法です。

【現行の第一種奨学金の所得連動返還方式と異なる点】

- 年収が300万円程度になるまで、割賦月額は2,000円のままです。
(現行第一種奨学金では年収146万円程度まで割賦月額2,000円)
- 返還者に扶養している子がいると、割賦月額の計算時に追加の控除があります。
(現行第一種奨学金では追加の控除なし)

－ 授業料後払い制度の返還イメージ



※年収が、1年目300万円、2年目400万円、
3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)
実際は、提出のあったマイナンバーにより取得した所得情報で決定